

いちご一会とちぎ国体那須町識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「本大会」という。）及びいちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本町で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する者（以下「従事者」という。）の識別用品について必要な事項を定めるものとする。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、次のとおりとする。

(1) 本大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 帽子
- ウ 上着
- エ その他本大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 帽子
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者及び配付品目

(1) 本大会及びリハーサル大会における識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。

- ア 大会役員
- イ 競技会役員
- ウ 競技役員
- エ 競技補助員
- オ 競技会係員
- カ 競技会補助員
- キ 選手・監督
- ク 視察員、報道員
- ケ 大会関係者
- コ その他いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認めるもの

(2) 配付する識別用品の品目は、配付対象者ごとに実行委員会が別に定める。

4 識別用品のデザイン

整備する識別用品のデザインは、本大会及びリハーサル大会それぞれにおいて、従事者の識別を図ることができるものとする。

5 識別用品の整備

配付対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。ただし、競技役員及び競技補助員の識別用品について、競技団体が独自の識別用品整備を希望し、識別用品の整備品目及びデザインについて実行委員会と競技団体が協議を行い、実行委員会会長が競技運営等により必要と認めた場合は、競技団体へ識別用品の整備を委託できるものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。